

御所浦アイランドツーリズム推進協議会規約

(名称)

第1条 この組織は、御所浦アイランドツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）と
いう。

(事務所)

第2条 この協議会の事務所は、天草市御所浦町牧島219-2に置く。

(目的、組織)

第3条 この協議会は、ふれあい交流事業を推進し、都市と地方が共に生きる地域づくりを目指し、もって、地域経済の振興とその基盤の整備など、島である特性を生かした個性ある地域の発展に寄与することを目的とする。

2 この協議会は、前項の目的に賛同する団体及び個人を持って組織する。

(事業)

第4条 この協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) アイランドツーリズム推進についての調査研究
- (2) ふれあい交流事業の促進
- (3) 関連諸団体との連絡調整
- (4) その他目的達成に関し必要な事項

(事業年度)

第5条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会において会員の承認を得なければならない。

(事業報告、収支決算)

第7条 この協議会の事業報告及び収支決算は、会長が作成し、監事の監査を経て、総会において会員の承認を得なければならない。

(役員の種類及び選任)

第8条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

2 会長、副会長及び監事は、会員の互選により定める。

(役員の職務)

第9条 会長は、この協議会を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、業務を処理すると共に、会長に事故ある時はその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 監事は、事業報告及び収支決算等の監査を行う。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(事務局)

第11条 この協議会の事務を処理するため、この協議会内に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の事務員を置く。
- 3 事務局長及びその他の事務員は、会長が任免する。

(総会)

第12条 この協議会は、必要に応じて総会を開く。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、この規約に定めるもののほか、この協議会の運営に関する重要事項を決議する。

(召集)

第13条 総会は、会長が召集する。

(議長)

第14条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数、議決)

第15条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 総会の議決は、会議に出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会に出席出来ない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評決することができる。

(規約の改正)

第16条 この規約は、総会において会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(雑則)

第17条 この規約の施行について必要な事項は、会長が総会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この規約は、平成16年 4月 1日から施行する。